

県の動物愛護行政 について

令和6年度動物取扱責任者研修
富山県厚生部生活衛生課

目次

- 1 動物取扱業に関すること
～手続き、法令等～
- 2 県の動物愛護管理業務の推移
について
- 3 その他

目次

- 1 動物取扱業に関すること
～手続き、法令等～
- 2 県の動物愛護管理業務の推移
について
- 3 その他

登録の更新・・・5年ごと

《必要なもの》

- ▶ 更新申請書【様式4】
- ▶ 手数料 9,000円
- ▶ 業務の実施の方法【様式第1別記】**販****貸**
- ▶ 申請者及び事業所の統括者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類

※その他の書類は新規登録時から変更がなければ省略可能（図面など）

- ◆ 動物販売業者、動物貸出し業者について、契約に当たり、**あらかじめ**当該動物の特性及び状態に関する情報を**顧客に対して説明**等を行わなければならない。

※第一種動物取扱業への販売時には、現物確認・対面説明は不要

ウェブチャット、ムービー等は**不可**

- ◆ 販売業者は、その**事業所**で**あらかじめ現物確認**と**対面**により文書等を交付し、顧客の署名等による確認を行うこと。



無理解な飼養等の未然防止！

第一種動物取扱業に対しては、
必要に応じて説明すればよい（①以外）

- ①品種等の名称
- ②性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ③平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ④飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ⑤適切な給餌及び給水の方法
- ⑥適切な運動及び休養の方法
- ⑦主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑧不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨みだりな繁殖を制限するための措置
(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
- ⑩遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

販売者の説明すべき事項（18項目）

⑪性別の判定結果

⑫生年月日

（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

⑬不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

⑭繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

（不明な場合は、輸出者、譲渡した者）

⑮所有者の氏名

（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

⑯当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

⑰当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況

（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

⑱当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

- ▶ 出生後56日を経過しない犬猫の販売等は禁止



販売、販売用としての引渡し、展示

- ▶ ただし、天然記念物として指定された犬（指定犬）については**出生後49日**

<指定犬>

秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬



■ 犬猫の8週齢規制について実効性を担保するための省令改正を行うもの。

背景

令和5年11月に実施したペットオークション・ブリーダーへの一斉調査の結果、全国のペットオークションで取引された多くの犬又は猫の生年月日が改ざんされている疑いが判明した。

8週齢規制違反を取り巻く課題

① 出生から販売直前までの個体管理が制度上未担保

ブリーダーには繁殖実施状況記録台帳に犬・猫等の生年月日等を記録する義務が課せられているが、出生後も継続して個体に関する情報を記録する規定はない。

個体管理のためにブリーダーにはマイクロチップの装着義務があるが、装着は販売直前の56日齢頃となり、それ以前に個体管理する仕組みはない。

② 8週齢規制遵守について購入した事業者による確認手段が不十分

オークション又はペットショップはブリーダーから動物を購入する際に、8週齢を経過した個体であることを確認する手段がほとんどない。

また、犬猫を購入する一般の方も、8週齢規制の遵守状況等について説明を受けることがない。

上記により、業者作成の繁殖台帳の記載内容の真正性が確保できていない。

対応案

① 台帳の新設により交配からマイクロチップ装着まで子犬・子猫を個体管理

⇒マイクロチップ制度と合わせ、犬猫の生涯を通じた個体管理を実現

➤ 飼養管理基準第2条第6号八及び第7号改正及び新たな告示

：ブリーダーへ、新たに子犬・子猫の個体管理台帳の記載・保管を義務づける。

また個体管理台帳（新規）及び繁殖実施状況記録台帳（既存）の記載事項を、告示で具体化することを規定。

② 犬猫の販売時に、①の台帳の情報について、

売買当事者となる業者間の確認や一般飼主への説明を義務化

➤ オークション/ペットショップの確認方法具体化

飼養管理基準第2条第7号リ及びテ改正

：オークション/ペットショップがブリーダーと取引する際に、ブリーダーの遵法状況確認方法として、①の個体管理台帳の確認を具体化。

➤ 販売時の重要事項説明事項の拡大

施行規則第8条の2第2項、飼養管理基準第2条第7号ホ等改正

：ブリーダー（直販の場合）及びペットショップは、一般の方への販売時の重要事項説明時に、個体管理台帳の写しを用いた、8週齢規制及びその遵守状況の説明を追加。



毎年、前年度分の報告を

5月30日までに

管轄の厚生センター・支所

富山市保健所へ届出

対象動物

▶ 犬猫：個体ごと

▶ 犬猫以外の哺乳類

▶ 鳥類

▶ 爬虫類

品種ごと

様式第11の2（第10条の3第1項関係）

年 月 日

厚生センター所長 殿

届出者 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 号
 電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

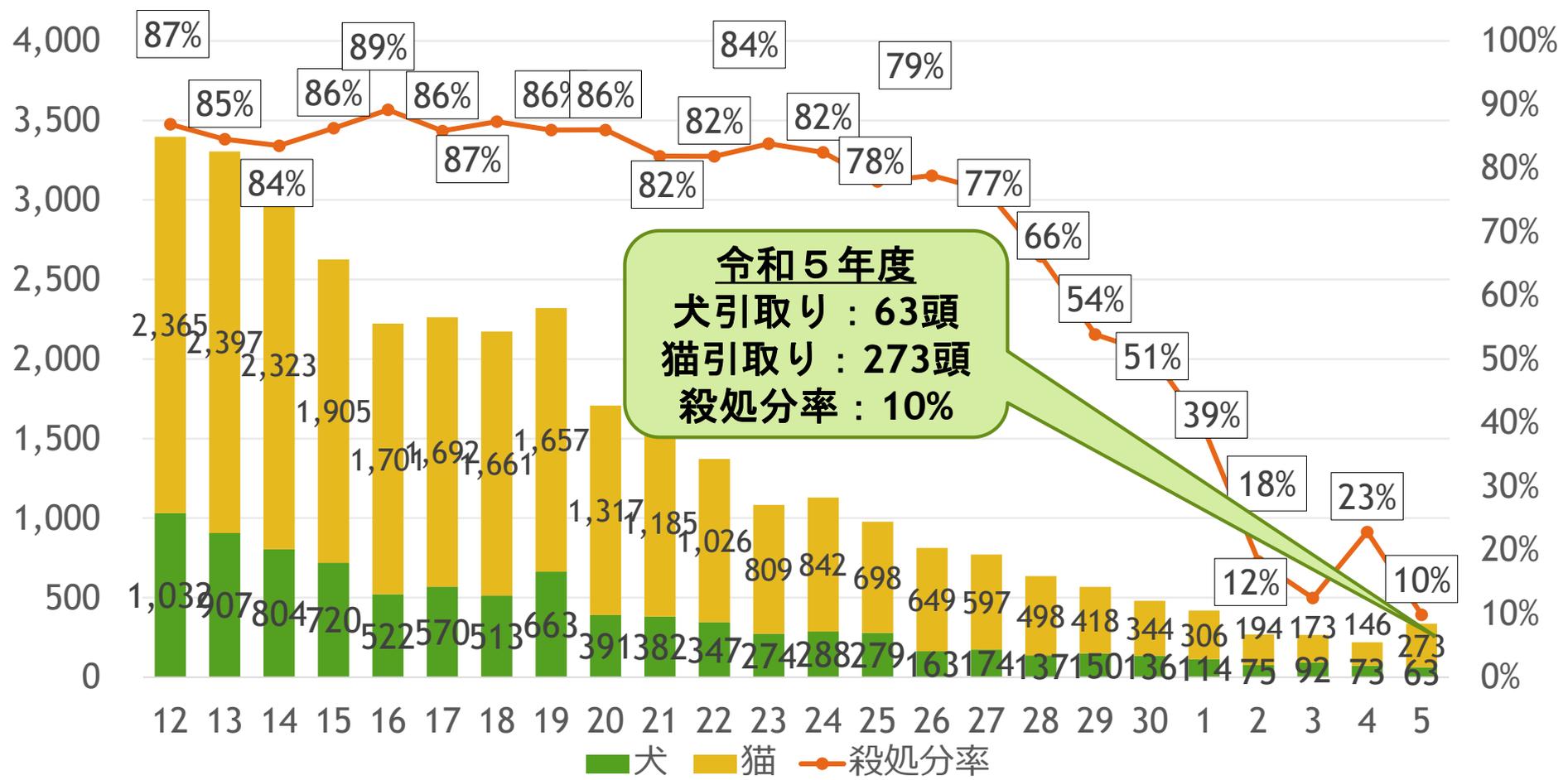
記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	犬	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	犬	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						

目次

- 1 動物取扱業に関すること
～手続き、法令等～
- 2 県の動物愛護管理業務の推移
について
- 3 その他

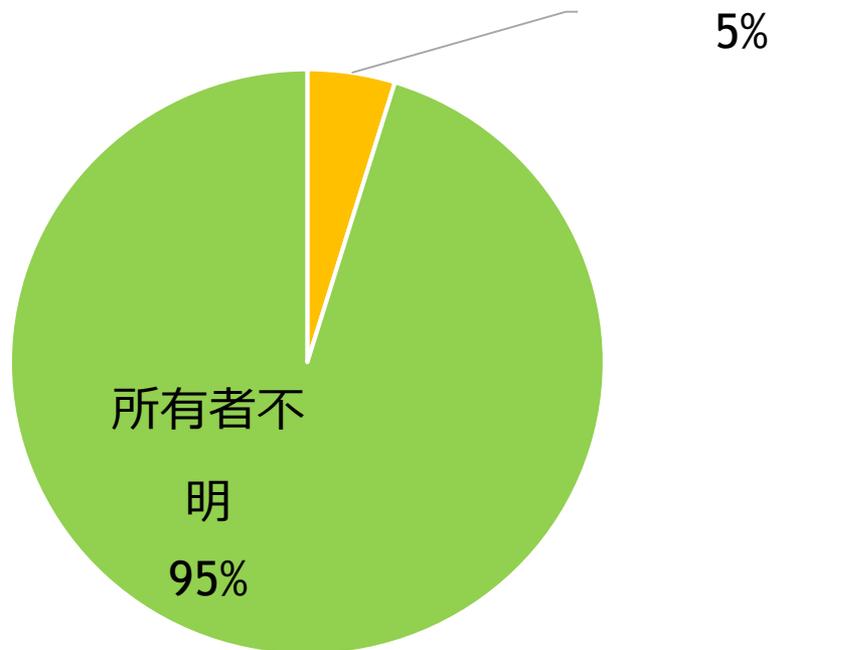
富山県の犬猫の引取り頭数の推移



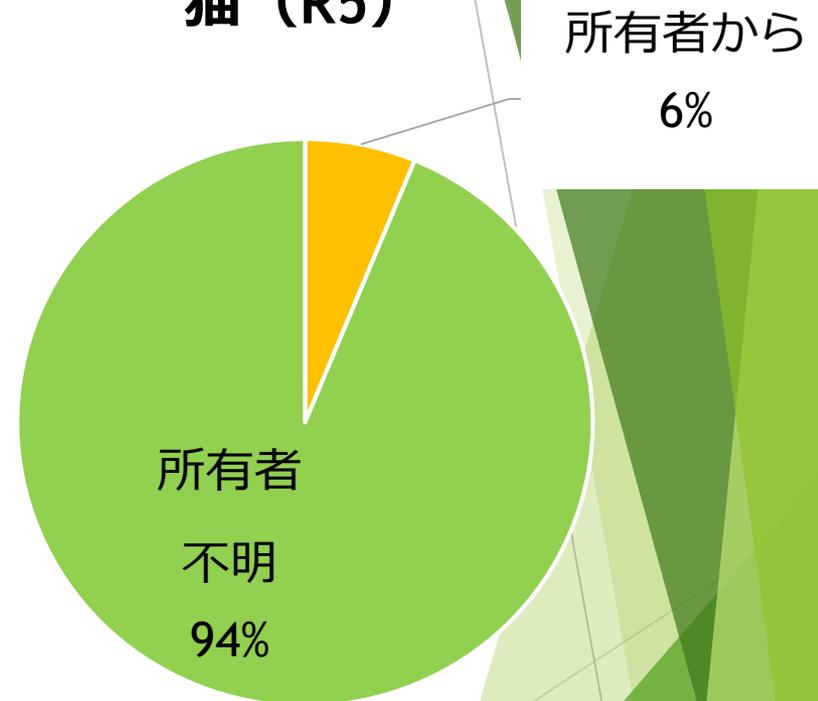
引取り頭数＝保護頭数（犬のみ）＋引取り頭数＋負傷動物收容頭数
 殺処分率＝殺処分数÷引取り頭数×100

富山県の犬猫引取り頭数内訳 (R5)

犬 (R5)

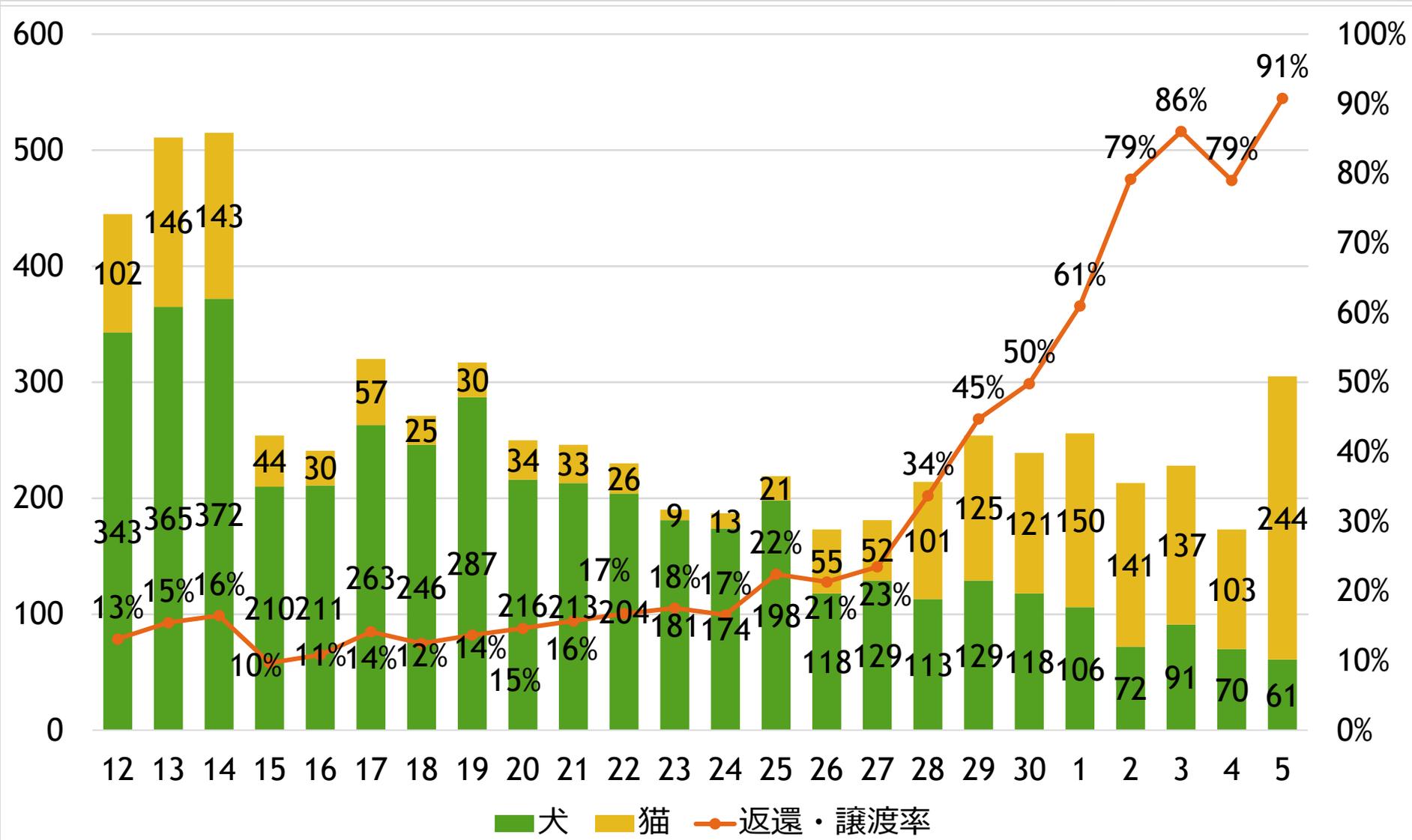


猫 (R5)



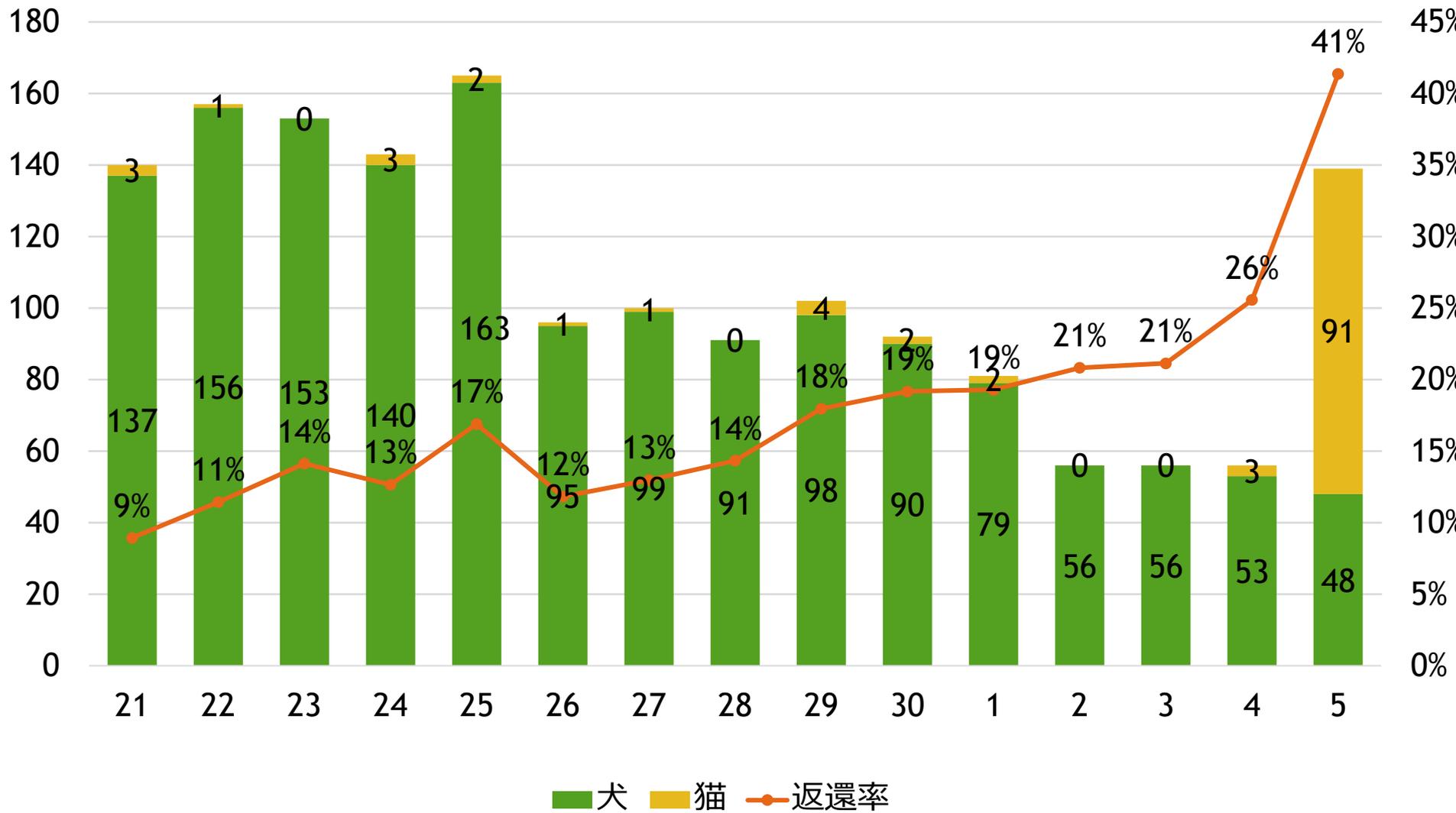
所有者不明 = 保護頭数 (犬のみ) + 拾得者から + 負傷動物収容頭数

富山県の犬猫の返還・譲渡頭数の推移



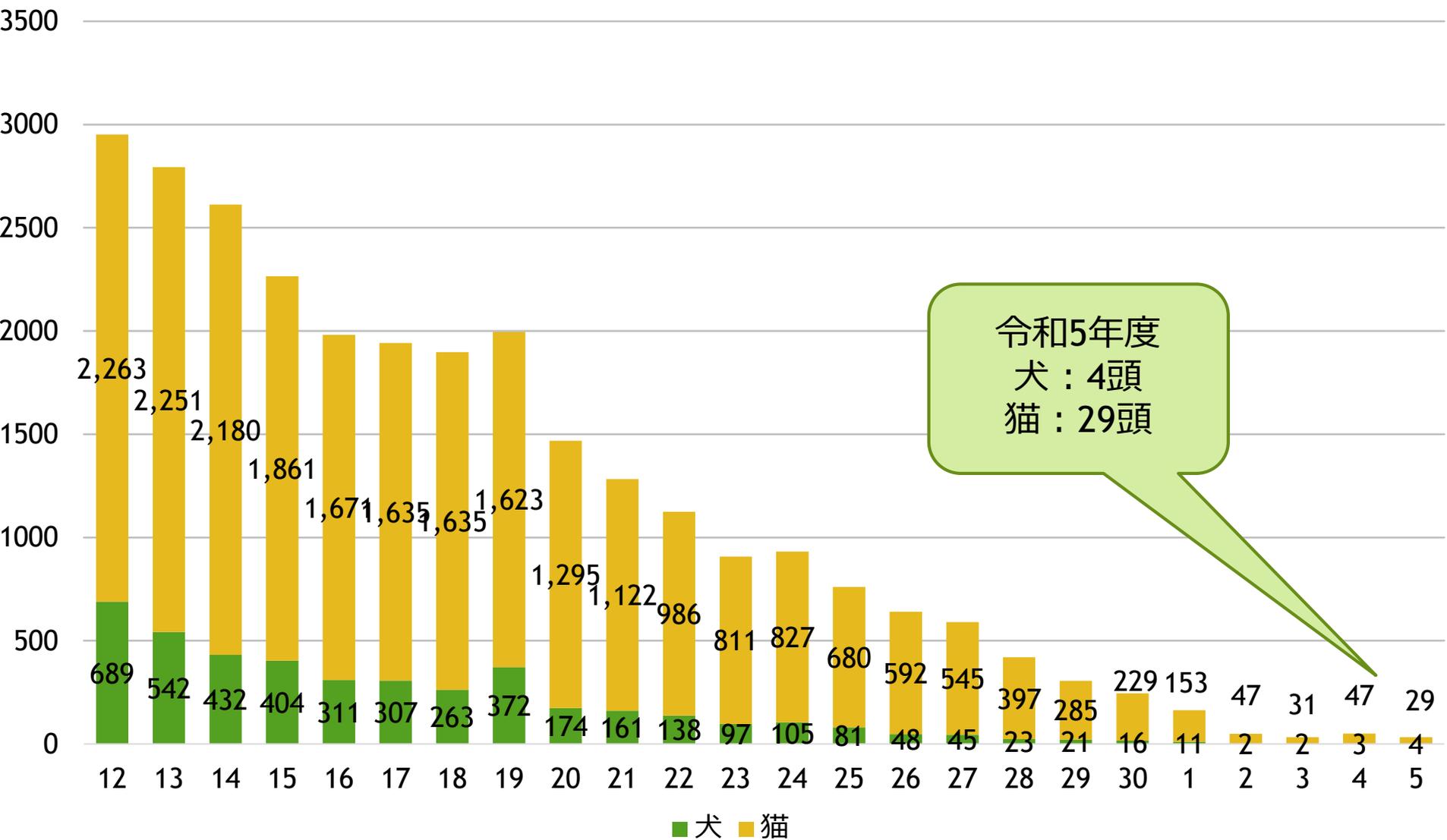
返還・譲渡率 = 犬猫返還・譲渡頭数 ÷ 犬猫引取り頭数 × 100

富山県の犬猫の返還頭数の推移



返還率 = 犬猫返還頭数 ÷ 犬猫引取り頭数 × 100

富山県の犬猫殺処分頭数の推移



とやま動物愛護ホームページ

<https://www.pref.toyama.jp/1207/kurashi/seikatsu/seikatsu/doubutsuaigo/index.html>

Google カスタム検索

[トップページ](#) > [くらし・健康・教育](#) > [生活・税金](#) > [生活衛生・ペット](#) > とやま動物愛護

更新日：2021年10月12日

犬やねこはわたしたちのパートナー!
いつまでも なかよくしてね

一生大切に飼ってね

とやま動物愛護

富山県では、人と動物が共生する社会の実現を目指し、富山県動物管理センターを中心に動物愛護思想を普及させるためのさまざまな事業活動を行っています。

[動物管理センターについて](#)

[譲渡会情報](#)

[迷い犬・ねこ情報](#)

[各種手続き・相談窓口](#)

[知ってる?犬のことねこのこと](#)

[適正飼育お知らせノート](#)

目次

- 1 動物取扱業に関すること
～手続き、法令等～
- 2 県の動物愛護管理業務の推移
について
- 3 **その他**

狂犬病について

狂犬病とは

病原体：狂犬病ウイルス（ラブドウイルス科）による感染症

感受性動物：全ての哺乳類（動物由来感染症）

感染経路：罹患動物（アジアでは主にイヌ）に咬まれた部位から唾液に含まれるウイルスが侵入

潜伏期間：ヒト 1～3ヵ月程度

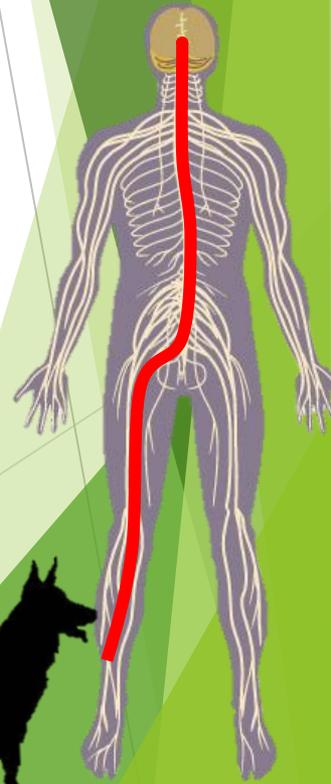
イヌ 2週間～2ヶ月程度

症状：咬傷部の知覚過敏、風邪様症状からはじまり、
恐水症、恐風症等の神経症状を示し、約10日前後で**死亡**

致死率：100%

治療と予防：有効な治療法はない

ワクチン接種による予防



狂犬病予防法

<目的>

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより
公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること。

<適用範囲>

- ・ 犬
- ・ 猫、あらいぐま、きつね、スカンク（輸出入検疫、発生時の措置等）



飼い主

- ・ 犬の登録
- ・ 予防注射
- ・ 鑑札・注射済票の装着



都道府県

- ・ 犬の抑留
- ・ 狂犬病発生時の対応

国

輸出入検疫

狂犬病の発生状況

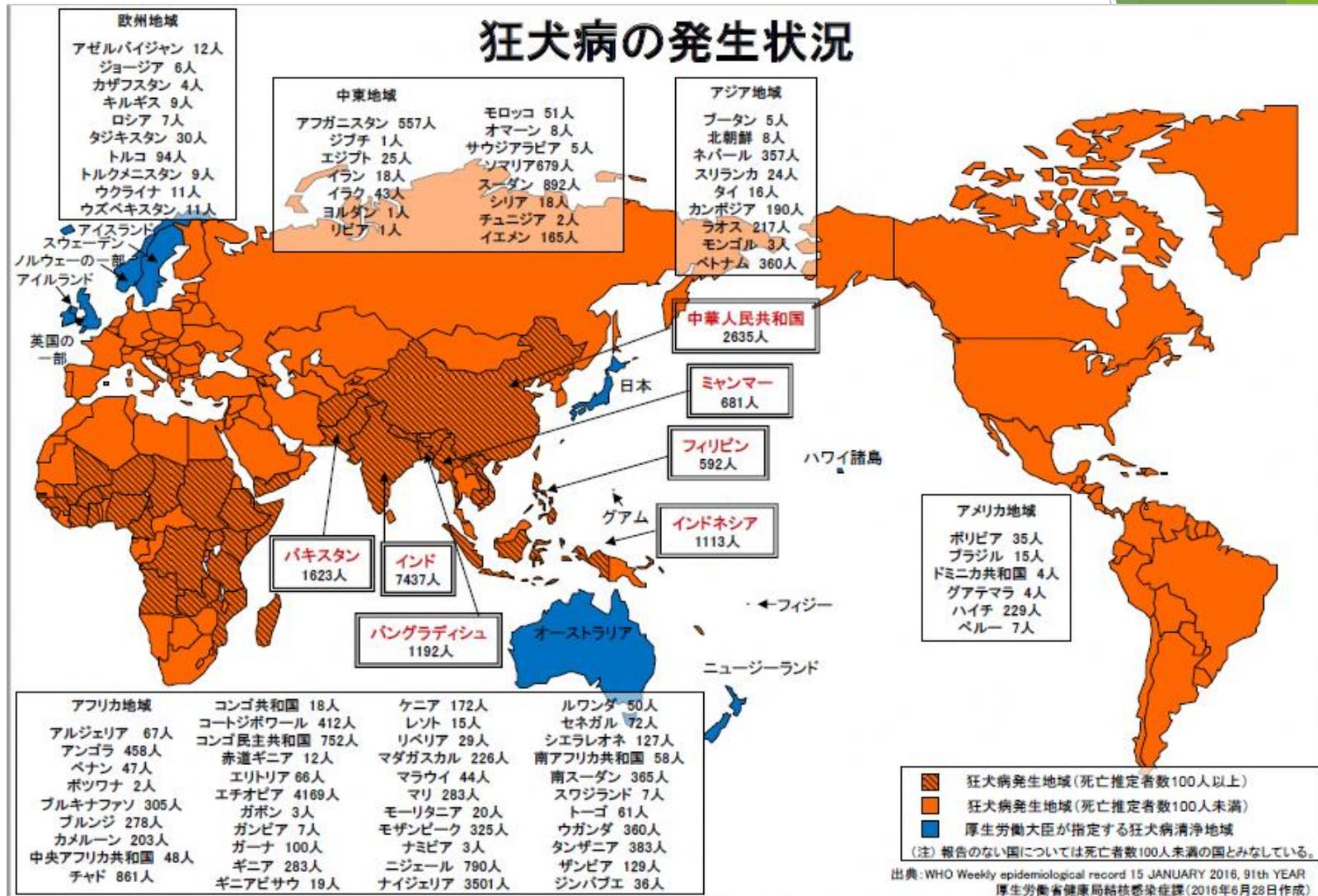
日本では1957年以降、発生はない

動物（猫）での国内感染症例

清浄地域はイギリス、オーストラリアなど一部のみ

多くが発生地域：年間の死亡者数推計 59,000人

狂犬病の発生状況



年間死亡者数推計 59,000人
 (アジア: 35,000人、アフリカ: 21,000人)

狂犬病予防対策の必要性

ワクチン接種率 70% が、ウイルスのまん延を防止できる目安（WHOガイドライン）

過去の病気でしょ？

日本には無いから大丈夫

犬の頭数		予防注射頭数	注射率
登録頭数	6,067,716	4,299,587	70.9%
推計値※	6,843,837	4,299,587	62.8%

※ペットフード協会調べ

狂犬病が発生したときに、備えは万全か？

対策が必要

飼い主等への啓発活動
国内発生時の体制整備

飼い主の三大義務

●犬の登録

発生時に備えて、どこに何匹の犬がいるかを把握し、的確な措置を講じることで発生拡大を防止する。

●毎年1回の狂犬病予防注射の接種

狂犬病の侵入時に蔓延を回避し、人への被害を小さくする。飼い犬及び飼い主のリスクを小さくする。

●鑑札、注射済票の装着

登録犬・予防注射済犬かどうかを人目で識別できる。

飼い主の方へ、十分にお伝え願います。

県の動物同行避難訓練について

富山県総合防災訓練（動物同行避難訓練）

令和6年9月29日（日）

黒部市石田公民館

スターターキットを使用した飼い主の自助・共助を促す訓練を実施

スターターキットとは

：避難者自身が避難所でペットの受入体制を整えることができるような取組み。

令和6年2月の「ペットの災害対策研修会」にてNPO法人アナイス平井潤子先生の講演の中で紹介いただいた内容を参考に作成。



地域防災計画

◆富山県地域防災計画（一部抜粋）

・避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

動物同行避難所等運営マニュアル

◆富山県動物同行避難所等運営マニュアル（一部抜粋）

・ペット飼育場所の検討

- (1) 避難者の居室と隔離した場所
- (2) 避難者の動線と重ならない場所
- (3) 臭いや鳴き声が避難者の居室に届かない場所
- (4) 屋外に設置する場合は、日照・風雨を避けるためテントやブルーシート等が設置できる場所
- (5) 犬や猫、小動物等は、動物種ごとに分けた飼育場所とする。

・受入手順

- (1) ペットの届出
- (2) 受入簿の作成
- (3) ペットの状況による区分け
- (4) 避難所以外でペットを飼育する避難者への対応

・避難所でのペットの管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任で行います。飼い主に避難所におけるペットの飼育ルールを周知徹底し、トラブル発生防止に努めます。避難所生活が長期化する場合には、ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう、飼い主相互が協力して飼育場所の衛生管理やペットの適正な飼育を行うように促します。

参考

- ▶ とやま動物愛護ホームページ (富山県)



<http://www.pref.toyama.jp/sections/1207/doubutsuaigo/index.html>

- ▶ 富山県動物管理センターInstagram



https://www.instagram.com/toyama_doubutsuaigo/

- ▶ 公益社団法人 富山県獣医師会ホームページ



<http://www.toyamavet.or.jp/>

- ▶ 「動物の愛護と適切な管理」環境省



<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

- ▶ 富山県動物同行避難所等運営マニュアル



<https://www.pref.toyama.jp/documents/12106/saigai.pdf>

県の動物愛護行政 について

ご清聴ありがとうございました。